

国立大学法人東京農工大学自己点検・評価実施細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(自己点検・評価実施体制)</p> <p>第3条 本学における自己点検・評価は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第21条に定める全学計画評価委員会(以下「委員会」という。)に置かれる部会(以下「部会」という。)及び別表1から別表4に掲げる各々の委員会(以下、「評価実施主体」という。)が主体となり、事前に各部会及び各委員会において定めた自己点検・評価のための各種データ、進捗状況等の定期的な確認により行う。</p>	<p>本則</p> <p>(自己点検・評価実施体制)</p> <p>第3条 本学における自己点検・評価は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第21条の2に定める全学計画評価委員会(以下「委員会」という。)に置かれる部会(以下「部会」という。)及び別表1から別表4に掲げる各々の委員会(以下、「評価実施主体」という。)が主体となり、事前に各部会及び各委員会において定めた自己点検・評価のための各種データ、進捗状況等の定期的な確認により行う。</p>	<p>組織運営規則の改正に伴う改正</p>

附 則 (令和4年1月27日細則第16号)

この細則は、令和4年1月27日から施行する。